練馬区告示第５６６号

練馬区立立野町水道端緑地について、練馬区立都市公園条例（昭和33年12月練馬区条例第14号）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり休園する。

令和８年１１月４日

練馬区長　吉田　健一

記

１　休園期間

令和８年11月９日から令和９年２月28日まで

２　位置

練馬区立野町15番36号

３　休園理由

私立認可保育所設置の開発事業に伴い、隣接する練馬区立立野町水道端緑地の拡張および改修工事を行うため。